

調査報告書

鴻巣市立■■■■中学校
いじめ対策委員会

令和7年11月17日

1 重大事態調査の位置付け

- (1) 種 別 1号事案
(2) いじめ認知日 令和7年4月1日(火)
(3) 重大事態認定日 令和7年4月18日(金)

2 調査の目的、調査組織の構成

- ## (1) 調査の目的

いじめにより、対象生徒が重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにし、その結果から当該事態への対処や同種の事態の再発防止策を講ずることを目的とする。

- (2) 調査期間

令和7年3月31日（月）～令和7年10月17日（金）

- ### (3) 調査組織の構成

中学校いじめ調査委員会

校長	長	
教頭	頭	
教諭	諭	(教務主任)
教諭	諭	(生徒指導主任)
教諭	諭	(学年主任)
教諭	諭	()
教諭	諭	(年組担任)
教諭	諭	(生徒指導担当)
養護教諭	諭	

3 当該事案の概要

- ### (1) 基礎情報

- ### ①对象生徒

(学校名) 鴻巣市立[]中学校
(学年・学級・性別) []年[]組 男子
(氏 名) [] (以下Aとする)

- ②關係生徒

鴻巣市立[]中学校 []年[]組 [] (以下Bとする)

鴻巣市立[]中学校 []年[]組 [] (以下Cとする)

鴻巣市立[]中学校 []年[]組 [] (以下Dとする)

鴻巣市立[]中学校 []年[]組 [] (以下Eとする)

(2) 当該事案の概要

令和7年3月30日(日)、

その後、Aは気持ちが悪い等の症状を訴え、夜半に医療機関を受診したところ、脳震盪との診断を受けた。

令和7年3月31日(月)、学校はAの保護者から、Aが暴力を受けたと連絡を受けた。また、3月30日(日)の暴力行為の様子はカメラで録画されているとの報告を学校はAの保護者から受けた。

令和7年4月1日(火)、学校はいじめを認知するとともに、鴻巣市教育委員会に当該事案の発生について報告した。

令和7年4月18日(金)、学校は鴻巣市教育委員会と相談の結果、Aが暴力行為により医療機関から脳震盪との診断をされたことから、いじめにより心身に重大な被害が生じた疑いがあると判断し、いじめ重大事態と認定した。同日、学校はいじめ重大事態1号事案として鴻巣市教育委員会に改めて報告した。

4 調査の内容

(1) 調査方法

主として、対象生徒、関係生徒等を対象とした聴取とする。

ただし、対象生徒の心理的負担等を考慮して、改めての聴取は行わず、重大事態認定日以前に実施した聴取結果に基づくものとする。

(2) 調査内容

令和7年 3月30日(日) Aの保護者からの報告(Aの話)

令和7年 3月31日(月) Aの保護者からの報告(Aの話)

B、C、Dへの聴取

令和7年 4月 1日(火) B、C、D、Eへの聴取

令和7年 4月 2日(水) Aの保護者からの報告(Aの話)

令和7年 5月 9日(金) 第1回 中学校いじめ調査委員会
これまでの経緯と今後の調査の流れの確認

令和7年 5月16日(金) 第2回 中学校いじめ調査委員会
A、B、C、D、Eの聴取内容の確認

令和7年 5月30日(金) 第3回 中学校いじめ調査委員会
事実関係の整理と今後の対応予定の協議

該事案について改めて直接聴取することは困難となった。

(2) 関係生徒からの聴取内容

[illegible]

動画を視聴し、[REDACTED]
[REDACTED]を動画で確認した。

Aの保護者から、Aは脳神経外科で脳震盪と診断された。Aはまっすぐ歩けず、めまいなどの症状が出ていると報告を受けた。

エ 令和7年4月1日（火）

学校は、[REDACTED]といういじめを認知した。

オ 令和7年4月 1日（火）

[REDACTED]学年主任と[REDACTED]は、B、C、Dにそれぞれ2回目の聴取を行った。また、[REDACTED]学年主任と[REDACTED]は、Eに1回目の聴取を行った。

カ 令和7年4月 1日（火）

学校は、鴻巣市教育委員会に当該事案の発生について報告した。

キ 令和7年4月 2日（水）

Aの両親が来校し、学校はAの現状について報告を受ける。

[REDACTED]

[REDACTED]

A本人から本事案について改めて直接聴取することは困難となった。
学校はAの両親に当面の対応を説明した。

[REDACTED]Aへの接見を禁じ、Aへの接触を防ぐ（教員の見守り）

[REDACTED]

[REDACTED]

ク 令和7年4月11日（金）

鴻巣市教委学校支援課[REDACTED]が来校し、当該事案について、いじめ重大事態にあたる旨の指導を校長、教頭が受けた。

ケ 令和7年4月18日（金）

学校は、Aが暴力行為により医療機関から脳震盪との診断をされたことから、いじめにより心身に重大な被害が生じた疑いがあると判断し、いじめ重大事態と認定した。

コ 令和7年4月18日（金）

学校は、当該事案をいじめ重大事態1号事案として鴻巣市教育委員会に改めて報告した。

サ 令和7年5月1日（木）

学校は、当該事案をいじめ重大事態として調査することについて、Aの両親に直接説明をするとともに、Aの心理的負担等を考慮して、改めての聴取は行わず、これまでに実施した聴取の内容をまとめて報告すること等を確認した。

シ 令和7年5月9日（金）

学校は、当該事案をいじめ重大事態として調査することについて、■■■■保護者と■■■■保護者に直接説明をした。

ス 令和7年5月9日（金）

第1回■■■■中学校いじめ調査委員会を実施した。これまでの経緯と今後のいじめ重大事態に係る調査の流れを確認した。

セ 令和7年5月16日（金）

第2回■■■■中学校いじめ調査委員会を実施した。A、B、C、D、Eの聴取内容の確認をした。

ソ 令和7年5月30日（金）

第3回■■■■中学校いじめ調査委員会を実施した。事実関係の整理と今後の対応予定の協議をした。

タ 令和7年6月 6日（金）

第4回■■■■中学校いじめ調査委員会を実施した。当該事案に係る生徒への支援及び配慮と再発防止策を協議した。

チ 令和7年9月 5日（金）

第5回■■■■中学校いじめ調査委員会を実施した。調査報告書について協議した。

ツ 令和7年10月17日（金）

第6回■■■■中学校いじめ調査委員会を実施した。調査報告書について

協議した。

6 当該事案の事実経過から認定しうる事実

対象生徒及び関係生徒の聴取内容や録画された動画から、おおよそ以下のことを確認した。

なお、対象生徒のAが、当該事案発生直後はまっすぐ歩けず、めまいなどの症状があったこと、その後も当該事案のことを覚えていないということから、当該事案についてAから直接の聴取は十分に行えなかった。そのため、対象生徒と関係生徒の言動を細部について突き合わせるまでには至っていない。

- ・ Aが、Bを写真に撮ったこと。
- ・ AとBが、写真の消去をめぐる争いになったこと。
- ・ Bが、Aの身体（腹部、顔面）を蹴ったこと。
- ・ AとBがもみ合っている際、Cの服や財布にカップラーメンのスープがかかって汚れたこと。
- ・ Cが、Aの身体（頭部）を叩いたこと。
- ・ Cが、Aに汚れた服等の弁償として現金を求めたこと。
- ・ Aが、Cに現金3万円を渡したが、Cが返金したこと。

写真の消去をめぐる争いを発端として、B及びCによるAへの暴力行為の結果、Aの心身が傷つき、Aは脳震盪と診断されるなどの被害を受けた。当該いじめには、この被害への直接的な因果関係が認められる。

7 学校の対応

（1）部活動における指導について

当該事案は、週休日、帰宅後の学校管理下外で発生した事案であるが、対象生徒及び関係生徒は全員本校の[]での日頃の人間関係も当該事案発生 of 要因に関わりがないとは言えない。むしろ[]でのこれまでの対象生徒及び関係生徒の人間関係の延長線上に当該事案の発生があったと推測される。

部活動は、教育課程に位置付けられた活動ではないが、学校の教育活動の一環であり、望ましい人間関係の構築はその目的の一つでもある。日頃の部活動での関わりから不穏な兆候を見逃さないように努め、望ましい人間関係の構築を目指してより適切な指導や支援を行っていく必要がある。

(2) 初期対応について

Aの保護者から当該事案発生の報告を受けてから、学校が実質的に組織的な対応を開始するまでに、当該事案の重大さに対して時間を要したことが認められる。当該事案の発生を学校として認知したのが3月31日と年度末であり、対応職員に限りがあったこと、人事異動に伴って[] [] 事態の把握に時間を要したことなどから、組織的な対応を開始するまでに時間を要した。このため、結果としてそれまでの初期対応の方針に曖昧な点が生じたことは否めないと言える。

8 当該事案への対処及び再発防止策

当該事案において、Aに対して、B及びCが行った暴力行為は、決してあってはならないことであると受け止める。いかなる理由があっても暴力は解決の手段として用いてはならないものである。

再発防止のため、以下の点に注力し職員一丸で教育活動を実践していく。

(1) 部活動の適切な指導体制の整備

部活動は、生徒の主体性を尊重しつつ、各活動の目標、指導の方針を検討、設定することが必要であるが、学校教育の一環として行われるものであり、必要に応じて適切な助言その他の支援に留意することが大切である。このような部活動に対する基本的なあり方について全教職員で共有し、学校組織全体で部活動の運営や指導の方針等を確認するとともに、日常の運営、指導において、必要な場合には校長が適切な指示をし、顧問の教員等の間で意見交換、指導の内容や方法の研究、情報共有を図るなど、部活動の適切な指導体制を整え、再発防止に努める。

(2) 教職員の研修の充実

今回の事案を全教職員で共有するとともに、研修会等で「生徒の言葉をきちんと受け止め、生徒の立場に立ち、生徒を守る。特に、生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する」という[] 中学校学校いじめ防止基本方針の周知徹底を図る。

また、教職員間の連携、管理職への報告・連絡・相談体制や生徒指導委員会を中心とした組織対応の在り方について改めて見直しと確認を行い、迅速な組織対応を推進していく。

(3) いじめの早期発見の取組の推進

いじめの早期発見に全力を尽くす。特に以下の3点に力を入れる。

①定期的なアンケート実施を確実に実施する

定期的なアンケート実施を生徒が不安や悩みを少しでも言語化できる機会とするとともに、いじめの早期発見の契機、また日常のいじめに対する学校の対応がどの程度機能しているかの効果検証とする。

②いじめの発見力を高める

日頃の生徒たちの言動をきめ細かく観察し、変化に気付けるように努める。生徒同士の会話にも耳を傾けながら、ある一定の人的関係において、発せられる言動に違いがあることや、欠席の理由に不自然さがあるなど、いじめの訴えがなくても、いじめが隠れているかもしれないという視点を心掛ける。

③信頼関係を基に、生徒の心に訴える指導

生徒がいじめを見ていながら傍観に留まってしまうことがないように、傍観することはいじめの一助になることを生徒たちに指導する。日頃から教職員と生徒との信頼関係を築きながら、いじめを受けた生徒だけでなく、周囲の生徒からも教職員が相談を受けられるように一層努める。

9 参考資料

- ・ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）
- ・ いじめ重大事態の調査に関するガイドライン
（文部科学省 令和6年8月改訂版）
- ・ 生徒指導提要（文部科学省 令和4年12月）
- ・ 彩の国 生徒指導ハンドブック I's 2019
（埼玉県教育委員会 平成31年3月）
- ・ 鴻巣市 いじめ防止等のための基本的な方針
（鴻巣市教育委員会 令和7年3月改定）
- ・ 鴻巣市 いじめ対応マニュアル（鴻巣市教育委員会 令和3年10月）